

「カーボンニュートラルの実現」に向けた取組の推進について

令和2年10月の国による「2050年カーボンニュートラル宣言」や令和3年4月の気候変動サミットにおける「2030年度時点の温室効果ガス排出量削減目標を2013年度比で46%削減」の表明以降、グリーン成長戦略やエネルギー基本計画、地球温暖化対策計画、地域脱炭素ロードマップ、「GX実現に向けた基本方針」、「GX推進戦略」等の重要戦略が相次いで制定された。

現在、国においては、次期NDC（国が決定する貢献）の策定に合わせた「エネルギー基本計画」、「地球温暖化対策計画」の改定とともに、「GX2040ビジョン」策定に向けた議論が開始されているところである。

民間事業者においてもESG金融の進展に伴い、RE100やSBTなど「脱炭素経営」に取り組む大企業が増加し、サプライチェーンを通じて、中小企業にも波及している。

については、カーボンニュートラルの実現に向け、脱炭素を実現するモデルケースを複数創出し、多くの地域で、2050年を待たず脱炭素を達成するとともに、産業構造や社会経済の変革をもたらし、次なる大きな成長に繋がるという「経済と環境の好循環」を生み出すため、以下の事項を提言する。

1 地域特性を生かした脱炭素化の取組の推進

(1) 「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、国・地方自治体・事業者・国民が一体となった取組を着実に推進することができるよう、削減目標達成に向けた具体的な道筋を明確にするとともに、エネルギーの脱炭素化の方策を示すこと。その際は、地域ごとに異なる産業構造やエネルギーの消費・生成等の状況を十分踏まえ、国際競争力の維持に配慮すること。また、水素の利活用やカーボンリサイクルなどの技術革新をはじめ、水素やアンモニアなど次世代燃料の輸入ルートの開発や、エネルギー安全保障の観点から国内生産拠点、地方における受入基地の整備など、サプライチェーンの構築等に国として率先して取り組むとともに、必要な財政支援や法規制の見直し等により、地方自治体・事業者等の取組を後押しするなど、国を挙げて地球温暖化対策に取り組む機運を醸成すること。

(2) 「2050年カーボンニュートラル」を実現していくためには、各地域の特色ある取組が重要であり、省エネルギー対策の更なる推進や、再生可能エ

エネルギーの普及拡大など、地域づくりに資する幅広い取組について、財政措置などの支援策を講ずること。

2 地域産業における脱炭素化の取組の推進

- (1) カーボンニュートラルの実現に向けた、カーボンリサイクルなどの革新的技術の創出や事業転換を進めるため、地域の特性に応じた産業振興に資する産学公金連携の研究開発・実証・社会実装の取組や設備投資等に対する支援策を講ずること。
- (2) 脱炭素社会に対応した産業構造への転換において、地域中小企業の技術力向上と市場参入機会の創出につながるよう、これらが主体となっていく実証研究等を、グリーンイノベーション基金等に地方創生枠を創設し支援すること。
- (3) カーボンプライシングが負担の公平性に配慮しつつ産業の競争力強化や経済成長及び温室効果ガス排出削減に資するものとなるよう、国民・事業者の理解が得られる制度を構築すること。
- (4) カーボンニュートラルの実現には、サプライチェーン全体での脱炭素化が求められることから、温室効果ガス排出量の算定や削減目標の設定から、省エネ・再エネ設備の導入や工場のスマート化、再エネ由来電力への転換等まで、地域中小企業が脱炭素化に取り組むにあたって過度な負担が生じることがないように継続的な支援を行うこと。
- (5) 自動車や船舶などの運輸部門のカーボンニュートラルに貢献する、e-fuel 等の合成燃料やバイオ燃料の製造技術の確立、普及に対する支援を行うこと。
- (6) 自動車及び船舶をはじめとする輸出産業が不利益を被らないように、諸外国の動向も踏まえた CO₂ 排出量の可視化（ライフサイクルアセスメント）の統一的なルールや規格を策定し、地域産業への普及を推進すること。
- (7) モビリティ分野（トラック・鉄道・船舶等）におけるカーボンニュートラルの実現に向け、地方をフィールドとした運輸事業者等に対する先導

的な取組及び充電インフラ・水素ステーション等のインフラ整備への積極支援を図ること。また、F C V（燃料電池自動車）を集中的に導入する重点地域を選定する際には、輸送量等の需要基準のみにならず、これまでの自治体の取組等自治体基準を重視した柔軟な運用を図るとともに、選定された地域以外の自治体へも従来どおりの支援策を維持すること。

- (8) 社会全体としてカーボンニュートラルを実現するには、脱炭素電源の拡大等が必要とされており、電力需要の増加が見込まれる中、発電事業者が火力発電への脱炭素燃料の混焼等による排出削減や再生可能エネルギーの供給量を拡大できるよう支援を行うこと。また、再生可能エネルギーの拡大に際し必要となる、バックアップ電源の確保などによる事業者の負担を軽減する支援を行うこと。さらに、再生可能エネルギー資源の地域的偏在を踏まえ、送電経路の新設や送電容量の増強など、送電系統の整備を促進すること。
- (9) カーボンニュートラルの実現に向け、地域共生型の再生可能エネルギーの一層の普及を図るために創設された地域脱炭素化促進事業の認定制度の活用を促進するため、手続き簡素化の対象拡大や補助金上の優遇等、市町村や事業者にとってより有効で強力なインセンティブを設定すること。
- (10) 近年、各地のバイオマス発電所において木質ペレット等による火災・事故が続発していることから、燃料種別に応じた安全対策が講じられるよう事業計画策定ガイドライン、技術基準等の改正を行うこと。併せてバイオマス発電施設設置者に対し安全の確保に向け、保守点検や維持管理について厳しく指導を行うこととし、事故発生時の事業者の対応の中に、地元の安全・安心を担保する仕組みを義務付け、地域と共生した発電事業を行うよう電気事業法を改正すること。
- (11) Z E Bに対する支援においては、公募期間を十分に確保し、複数年度にわたる工事についても柔軟に活用できる制度とすること。

3 暮らし等における脱炭素化の取組の推進

- (1) 新築住宅に対する Z E H 基準の水準の省エネ性能導入や自治体が独自に取り組む高性能な省エネ住宅の導入、既築住宅に対する省エネ改修、太陽光発電、蓄電池の導入、住宅の木造化・木質化などへの支援を充実させること。太陽光発電の更なる促進に向けて、多雪等の条件不利地域では導入コストが増嵩することに配慮したきめ細かな支援を行うこと。また、支援においては十分に予算を確保し、年間を通じて利用できる制度とすること。
- (2) 我が国の CO₂ 吸収量の約 9 割を占める森林吸収量の中長期的に維持・強化するとともに、木材利用による炭素の長期貯蔵や化石燃料代替等による CO₂ 排出削減を図るため、主伐・再造林の推進、無花粉・少花粉と特定母樹の性質を併せ持つ品種の早期開発・普及、建築物の木造化・木質化、間伐材や未利用材の搬出等について継続的な支援を図ること。また、建築物の木造化・木質化が人にもたらす好影響について、調査研究に係る取組の更なる推進を図ること。
- (3) カーボンニュートラルの切り札となる水素を活用するために、水素ステーション運営費補助制度の更なる充実や、管理棟や防火壁の建築費など整備補助金の対象範囲拡大のほか、整備に係る規制緩和の更なる推進を図ること。

4 地方自治体における脱炭素化の取組の推進

- (1) 2030 年度時点の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 46%削減するという政府目標の実現に向けて、第 6 次エネルギー基本計画で示されている再生可能エネルギーの発電比率を着実に達成するとともに、更なる供給力の強化を図るため、地方自治体が機動的に運用できる十分な財源を確保すること。
- (2) 地域脱炭素ロードマップに掲げる公共施設等の太陽光発電設置、Z E B 化、公用車の電動化などの目標達成のため、地方自治体の率先行動に対する強力な財政支援を行うこと。

- (3)「脱炭素ドミノ」の早期実現に向け、自治体が柔軟に活用できる十分な規模の交付金を継続して措置し、より多くの先行地域を創出すること。また、先行地域に続く自治体への支援も行うこと。
- (4) 温室効果ガスの排出量については、排出量カルテにより都道府県・市区町村別の数値が示されているが、最新年度の公表に3年程度を要することから、温暖化対策の進捗状況を地方自治体・事業者が共有し、取組の促進につながるよう、推計による速報値などで速やかに排出状況を公表すること。また、再エネの導入については、今後、卒F I Tや非F I Tの増加が見込まれる中、再エネ全体の導入容量を把握する手段がないため、地方自治体別の再エネ全体の導入容量を把握し公表する仕組みを整備すること。

5 国民理解の醸成

カーボンニュートラルの実現は国民の理解なしには成立しないことから、国民に対して科学的根拠に基づく脱炭素化の必要性、カーボンニュートラルのもたらす便益、負担を丁寧に説明していくこと。

令和6年11月19日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	丸	山	達	也
岡山県知事	伊	原	木	隆
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	村	岡	嗣	政